令和８年 11 月
海　　事　　局

船舶安全法施行規則及び船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について

１．背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」（以下「SOLAS 条約」という。）が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国においては当該内容を船舶安全法（昭和８年法律第 11 号）及びその関係省令において担保し、安全規制を実施しているところ。今般、IMO において揚貨装置※1に装着する揚貨装具※2の最小試験荷重※3に係る計算式の一部について係数を改める訂正が示されたことに伴い、当該訂正を船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）に反映するほか、所要の改正を行う必要がある。

また、令和４年６月の第 208 回国会において、我が国による「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）の締結が承認された。これを受けて、国内法令においてケープタウン協定の内容を担保するため、令和５年３月に船舶設備規程等の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第８号。以下「令和５年改正省令」という。）により船舶安全法の関係省令について所要の改正を行ったところ。その後、令和８年２月 24 日にケープタウン協定の発効要件が満たされたことから、令和５年改正省令は、令和９年２月 24 日に施行されることとなった。これに伴い、当該省令の公布後に改正された船舶安全法の関係省令との整合を図るため、同省令の新旧対照表に掲げる改正前欄及び改正後欄の条文について所要の改正を行う必要がある。

※１：荷物の積み卸しなどに使用するクレーン等の設備
※２：荷物を吊り上げるために揚貨装置に取り付けるフックやワイヤ等の器具
※３：揚貨装具の強度試験で負荷させなければならない最低限の荷重

２．概要

（１）船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）の一部改正

揚貨装置に装着する揚貨装具の最小試験荷重の規定を IMO による訂正後の基準と同一にする。また、揚貨装置及び揚貨装具について、安全上支障がある場合に講ずべき具体的な措置を明確にするため、第 59 条第７項を新設して当該要件を同項に規定するとともに、第 61 条第４項の規定を適正化する。

（２）船舶設備規程等の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第８号）の一部改正

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令(令和６年国土交通省令第 71 号）、船舶区画規程等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第 94 号）、船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第 61 号）、気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第 100 号）及び船舶設備規程等の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第 121 号）による船舶安全法の関係省令の改正との整合を図るため、関連規定を適正化する。

３．今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和８年 12 月××日